

## 「令和4年度 都心エネルギープランに係るフォーラム運営支援業務」に対する質問と回答について

No.1

---

質問

開催時間は何時スタート想定になりますでしょうか。

回答

15:00開始（14:30開場）です。

No.2

---

質問

会場の手配は札幌市が行うとありますが想定している施設名を教えてください（用意する機材等が不明のため）。

また、会場の手配は委託者ですが、会場費は受託者ですか、委託者ですか。

回答

会場は札幌市民交流プラザクリエイティブスタジオを予定しています。

会場費は委託者が負担します。

No.3

---

質問

機材等の手配とは具体的にどのような手配になりますでしょうか。

配信機材、音響機材、映像機材とはそれぞれどのような機材を手配すればよろしいでしょうか。

回答

会場規模、登壇者数、参加想定数等を鑑み、プロジェクターやスクリーン、マイクなど、現地開催・オンライン配信ともに問題無く対応できる機材となります。

No.4

---

質問

用意する機材が会場で有料で準備できる場合、その支払いは受託者ですか。

回答

必要な機材が有料の場合、受託者様の負担となります。

## No.5

---

### 質問

参加者申し込みへの対応とは、具体的にはどのような体制を指しておりますでしょうか。事務局設置を必要としますでしょうか。

### 回答

参加者の名簿整理・管理、参加者への URL 等参加案内の送付、当日の参加者受付等のことです。事務局設置は不要です。

## No.6

---

### 質問

参加者申し込みへの対応について、メール・FAX など申し込み方法は指定なしでよろしいでしょうか。指定される申し込み方法があれば教えてください。

### 回答

指定はありませんが、Web フォーム（URL やQRコードによる誘導）等、様々な環境の参加希望者が簡易に申し込むことのできる方法としてください。

## No.7

---

### 質問

配信に使用するプラットフォームは指定ございますでしょうか。

### 回答

指定はありません。

## No.8

---

### 質問

配信プラットフォームが Zoom 等の場合に参加者からの掛け合い（質問等）はありますでしょうか。

### 回答

予定しておりません。

## No.9

---

### 質問

会場内で大型映像（プロジェクター等）を使用し、現地参加者へ配信内容の視聴をしていただく必要はありますでしょうか。

### 回答

Zoom 等を利用した会場外からの質問は想定していないため、不要です。

## No.10

---

### 質問

会場にネット回線はありますか。

### 回答

有線のインターネット回線が準備されています。

## No.11

---

### 質問

現地開催しつつ、Zoom ウェビナー等を使ったオンライン配信を行うという理解でよろしいでしょうか？その際、札幌市の Youtube アカウント等を利用した録画動画配信等は必要ありませんでしょうか。

現地参加は定員 50 名、オンライン参加者は定員 100 名程度という理解でよろしいでしょうか。（接続アカウント数 100 件程度という部分）

### 回答

開催方法と参加者については、ご認識の通りです。また、録画動画配信等は不要です。

## No.12

---

### 質問

すべてオンラインでの開催とする場合に判断基準等あればご教示いただきたいです。（例：まん延防止等重点措置が 1 か月以上継続した場合等）

### 回答

開催日にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言が適用されている場合、完全オンライン開催といたします。

なお、完全オンライン開催となる場合は、委託業務仕様書 8 特記事項（6）および（7）により、双方協議の上処理することとなります。

## No.13

---

### 質問

業務内容の中に登壇者の選定は含まれておりませんが、基本的に札幌市側が登壇者に関して選定をする想定でしょうか？

### 回答

お見込みの通りです。

No.14

---

**質問**

チラシデザインに使用するロゴや写真等をご提供いただけますでしょうか。

**回答**

提供いたします。

No.15

---

**質問**

役務の提供が可能であることを証明する書類とは、具体的にはどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。

**回答**

本役務業務と同種又は類似する業務の履行実績を確認できる書類として、契約書類（受託した業務内容の記載がある部分を含む）の写しをご提出ください。

## No.16

### 質問

特記事項部分について、現地使用機材の準備や舞台振興部分で、一部協力業者に参画いただくのは、問題ありませんでしょうか。

### 回答

再委託として、本市の承諾を得た上で実施いただきます。承諾を審査するにあたっては、原則として下記の事項を確認させていただき、再委託に係る申出書（任意様式）及び再委託先の法人概要がわかる書類（登記事項証明書の写し等）をご提出いただきます。

- ・再委託先の商号又は名称（職・氏名含む）及び住所
- ・再委託を行う役務の範囲
- ・再委託先が下記に該当しないこと

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- 3 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 5 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
  - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
  - (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

